

2026年4月13日

各位

会社名 株式会社E M システムズ
 (登記上の商号 株式会社イーエムシステムズ)
 代表者名 代表取締役社長執行役員 國光 宏昌
 (コード番号 4820 東証プライム)
 問合せ先 上席執行役員経営戦略本部長 小林 大悟
 (TEL 06-6397-1888)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年4月13日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1)	処 分 期 日	2026 年 5 月 11 日			
(2)	処分する株式の 種 類 及 び 数	当社普通株式 49,400 株			
(3)	処 分 価 額	1 株につき 673 円			
(4)	処 分 総 額	33,246,200 円			
(5)	処 分 先 及 び その人数並びに 処分株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）（※1）	3 名	23,600 株	
		当社の執行役員（※2）	5 名	11,200 株	
		当社の従業員	5 名	2,300 株	
		当社の子会社の取締役及び従業員	12 名	12,300 株	

（※1）社外取締役を除きます。

（※2）当社の取締役を兼務しない執行役員に限ります。（以下「執行役員」といいます。）

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社企業価値の更なる向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の社外取締役と監査等委員である取締役を除いた取締役、当社の執行役員、所定の要件を満たす当社の従業員及び当社の子会社の取締役並びに従業員に対し、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）として、本自己株式処分を決議いたしました。なお、2025年3月28日開催の第42期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）に対して年額140百万円以内、監査等委員である取締役（社外取締役を除きます。）に対して年額14百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として50年間とすることにつき、ご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、所定の要件を満たす当社の従業員及び当社の子会社の取締役並びに従業員に対し、譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本インセンティブ制度」といい、本制度と総称して、以下「本制度等」といいます。）として、本自己株式処分を決議いたしました。

なお、本制度等の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度等の概要等】

本制度等は、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする従来の「勤務継続型」に加え、勤務継続のうえで当社取締役会が予め設定した経営評価指標達成を譲渡制限解除の条件とする「経営指標要件型」の譲渡制限付株式報酬制度とし、「勤務継続型」においては長期株式報酬と中期株式報酬により構成されます。「勤務継続型」における長期株式報酬は、株主の皆様と同じ目線での経営に向けたインセンティブの付与を目的として当社の社外取締役と監査等委員である取締役を除いた取締役、当社の執行役員、所定の要件を満たす当社の従業員及び当社の子会社の取締役（以下

「長期株式報酬の対象者」といいます。) に対して付与し、中期株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与を目的として所定の要件を満たす当社の従業員及び当社の子会社の取締役(以下「中期株式報酬の対象者」といいます。) に対して付与いたします。「経営指標要件型」においては、当社の社外取締役と監査等委員である取締役を除いた取締役、当社の執行役員、所定の要件を満たす当社の従業員及び当社の子会社の取締役並びに従業員(以下「経営指標要件型の対象者」といいます。) に対して、当社企業価値の更なる向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として株式報酬を付与します。

長期株式報酬の対象者、中期株式報酬の対象者及び経営指標要件型の対象者(以下「全ての対象者」といいます。) は、本制度等に基づき当社から支給された金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度等により当社が発行又は処分する普通株式の総数は、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。) に対して年 100,000 株以内、監査等委員である取締役(社外取締役を除きます。) に対して年 10,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値) とします。

また、本制度等による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と全ての対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①全ての対象者は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度等の目的、全ての対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象者各々の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権及び金銭債権合計33,246,200円(以下「本金銭報酬債権」といいます。)、普通株式49,400株を付与することといたしました。また、本制度等の導入目的に照らし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を可能な限り長期にわたって実現するため、「勤務継続型」のうちの長期株式報酬及び「経営指標要件型」の譲渡制限期間につきましては、2018年6月19日開催の第35期定時株主総会及び2025年3月28日開催の第42期定時株主総会においてご承認頂きました50年とし、「勤務継続型」のうちの中期株式報酬の譲渡制限期間につきましては、本インセンティブ制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため譲渡制限期間を約3年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である全ての対象者 25 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。) について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と長期株式報酬の対象者、中期株式報酬の対象者及び経営指標要件型の対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。) の概要は、下記3. のとおりです。なお、それぞれの本割当契約は、異なる内容としております。

3. 本割当契約の概要

< 勤務継続型(長期株式報酬) >

(1) 譲渡制限期間 2026年5月11日～2026年5月10日

(2) 譲渡制限の解除条件

長期株式報酬の対象者が2026年5月11日(処分期日) から当該処分期日以降最初に到来する当社又は当社の子会社の定時株主総会の開催日(ただし、割当対象者が当社の取締役を兼務しない執行役員の場合には、本払込期日から翌年3月31日までの期間と読み替える。以下同じ。) までの期間(役務提供期間) 中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、長期株式報酬の対象者が任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

長期株式報酬の対象者が、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位から任期満了又は定年その他正当な事由(ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く) により退任又は退職した場合には、長期株式報酬の対象者の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除するものとし、死亡による退任又は退職の場合は、長期株式報酬の対象者の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。ただし、いずれの場合でも長期株式報酬の対象者が付与を受けることとなる日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書(付与日が当社の事業年度開始後6ヶ月以内の日である場合にあっては、当該事業年度に係る当社の半期報告書) が金融商品取引法に基づき内閣総理大臣に提出されるまでは、長期株式報酬の対象者はいかなる理由があっても本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできないものとする。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において、保有する本割当株式の全部の譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

長期株式報酬の対象者が、役員提供期間満了前に任期満了又は定年その他正当な事由以外の事由により退任又は退職した場合、当該退任又は退職した時点をもって、長期株式報酬の対象者が保有する本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、長期株式報酬の対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、長期株式報酬の対象者各々が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、長期株式報酬の対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

<勤務継続型（中期株式報酬）>

(1) 譲渡制限期間 2026年5月11日～2029年5月31日

(2) 譲渡制限の解除条件

中期株式報酬の対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、中期株式報酬の対象者が任期満了又は定年その他正当な事由により上記いずれかの地位から退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

中期株式報酬の対象者が、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位から任期満了又は定年その他正当な事由（ただし、兼務先又は死亡による退任又は退職の場合を除く）により退任又は退職した場合には、中期株式報酬の対象者の退任又は退職の直後の時点をもって譲渡制限を解除するものとし、死亡による退任又は退職の場合は、中期株式報酬の対象者の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。ただし、いずれの場合でも中期株式報酬の対象者が付与を受けることとなる日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（付与日が当社の事業年度開始後6ヶ月以内の日である場合にあっては、当該事業年度に係る当社の半期報告書）が金融商品取引法に基づき内閣総理大臣に提出されるまでは、中期株式報酬の対象者はいかなる理由があっても本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできないものとする。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において、保有する本割当株式の全部の譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

譲渡制限期間満了時点の直後の時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、中期株式報酬の対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、中期株式報酬の対象者各々が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、中期株式報酬の対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

<経営指標要件型>

(1) 譲渡制限期間 2026年5月11日～2026年5月10日

(2) 譲渡制限の解除条件

経営指標要件型の対象者が取締役会において定める一定の業績評価期間（以下「対象期間」といいます。）中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあり、かつ、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等（以下「本業績目標」といいます。）が達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、経営指標要件型の対象者が任期満了又は定年その他正当な事由（死亡による退任又は退職の場合及び当社取締役会が個別の事情や社会通念等の観点から正当であると認める場合を含む）により当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位から退任又は退職した場合の取扱い

① 経営指標要件型の対象者の退任又は退職が対象期間満了前の場合

理由の如何を問わず、本割当株式の全部について譲渡制限を解除しない。

② 経営指標要件型の対象者の退任又は退職が対象期間満了後、本業績目標の達成もしくは未達成が確定する日（以下「業績確定日」といいます。）までの場合

本業績目標が達成されることを条件として、業績確定日以降で当社取締役会が別途決定した時点をもって、本株式の全部について、譲渡制限を解除する。

③ 経営指標要件型の対象者の退任又は退職が業績確定日の翌日以降の場合

本業績目標が達成されたことを条件として、経営指標要件型の対象者の退任又は退職の直後の時点をもって、本割当株式の全部について、譲渡制限を解除する。ただし、経営指標要件型の対象者の死亡による退任又は退職の場合は、経営指標要件型の対象者の死亡後、当社取締役会が別途決定した時点をもって、本株式の全部について、譲渡制限を解除する。

なお、上記②③の場合であっても、経営指標要件型の対象者が付与を受けることとなる日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（付与日が当社の事業年度開始後6ヶ月以内の日である場合にあっては、当該事業年度に係る当社の半期報告書）が金融商品取引法に基づき内閣総理大臣に提出されるまでは、経営指標要件型の対象者はいかなる理由があっても本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできないものとする。

(4) 当社による無償取得

上記(3)①における経営指標要件型の対象者の退任又は退職の場合、経営指標要件型の対象者が任期満了、定年その他正当な事由以外の事由により退任又は退職した場合、本業績目標が達成されなかった場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合は、当該時点をもって、経営指標要件型の対象者が保有する本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、経営指標要件型の対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、経営指標要件型の対象者各々が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、経営指標要件型の対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中において上記(2)譲渡制限の解除条件の全てを満たす場合に限り、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度等に基づき支給される金銭報酬債権及び金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年4月10日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である673円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上